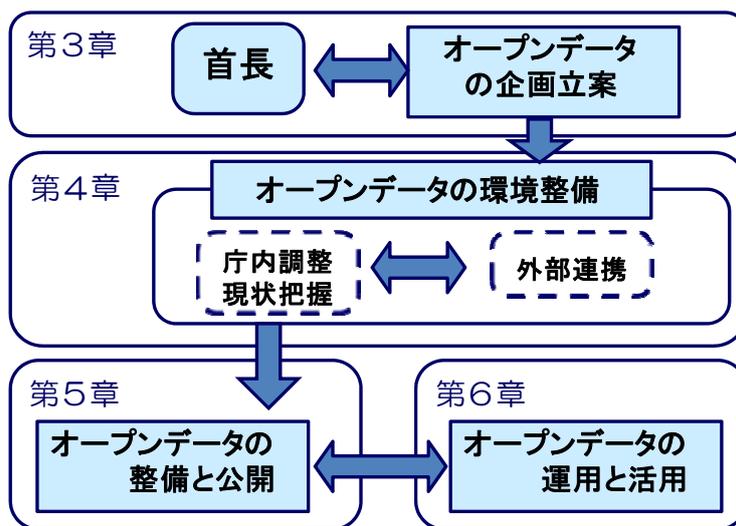


## 第2章 オープンデータの導入を考える

### 第1節 オープンデータの主な取組

地方公共団体がオープンデータに取り組むためには、首長や庁内及び外部関係者と調整を行いながら実施していく必要がある。その大まかな取組手順を以下に示す。

図表3 地方公共団体のオープンデータの取組手順



#### 1 オープンデータの企画立案（第3章）

オープンデータの取組を開始する初期段階では、首長や幹部に対し、オープンデータに係る政府や地方公共団体の動向、オープンデータの意義・目的及び効果などを説明し、オープンデータの導入について概ねの方向性を事前に得ておくことが望ましい。

その上で、導入に向けての説明や合意形成を進めるための企画立案に着手することで、オープンデータの取組を円滑に進めることが可能になる。

#### 2 オープンデータの環境整備（第4章）

オープンデータの環境整備は、オープンデータに取り組む上で特に重要であり、庁内の理解を得るとともにデータを利用する住民や企業、教育・研究機関等との連携を図るため、オープンデータを実施するための庁内調整、現状把握及び外部連携が必要である。

##### （1） 庁内調整

オープンデータの取組は、基本的に庁内の各部門を横断した取組になるため、庁内の職員がオープンデータの取組について理解しておくことが必要である。

オープンデータ化には、職員の事務作業や実作業が伴うことがあるため、特に公開データ所管課の職員にはその趣旨、目的、効果などについて具体的な説明を行うことが望ましい。

なお、庁内調整において大多数の職員がオープンデータの取組に十分理解を示し、その実施について合意を得られていることが理想である。しかし、現実として調整に時間を要すると見込まれる場合は、まずは合意が取れている公開データ所管課からオープンデータの取組を実施し、その取組が庁内に認知され始めてから、他の公開データ所管課へ協力を依頼する方法も考えられる。

また、地方公共団体が円滑にオープンデータの取組を推進していくための全庁的な庁内組織などを設置することが望ましい。全庁的に職員がオープンデータの取組に関わることで、庁内の各部門間の調整、オープンデータの取組の方針やルール策定、取組課題の解決などを連携し進めやすくなる。

なお、全庁的な推進組織体制を構築することが困難な場合は、対象とする公開データ所管課やデータ等を小規模にしたスモールスタートで実施することで、オープンデータの取組が進みやすくなることもある。

## (2) 現状把握

オープンデータに取り組むに当たり、現在保有しているデータを把握することが必要である。保有する全てのデータを把握することが理想であるが、まずは、地方公共団体がホームページに公開しているデータを中心に把握することも一つの方法として考えられる。また、データがどのような手順や方法で作成されているかということも把握すると、次のオープンデータの整備と公開の業務が進みやすい。

なお、現状把握の調査はその規模が大きくなるにつれて時間やコストもかかるため、オープンデータの取組方針や計画及び地方公共団体の状況を踏まえ、調査の必要性から実施時期や規模を判断し対応することが望ましい。

## (3) 外部連携

公開したオープンデータの活用を推進するためには、地方公共団体がオープンデータの取組を実施していることを広く周知し、住民や企業、教育・研究機関等の関係主体とデータの活用について連携することが望ましい。

また、市町村同士や都道府県とデータフォーマットを合わせる等、広域での連携を行うことも望ましい。

## 3 オープンデータの整備と公開 (第5章)

オープンデータの公開に向けて、庁内でオープンデータ化するデータの選定や取扱に係る考え方や基準などを整理し、ルール化しておくことが望ましい。例えばオープンデータ化するデータはどのような考え方で選択するのか、オープンデータとして公開したデータの更新はどのような考え方で実施するのかなどを検討する必要がある。

また、オープンデータの利用者向けの利用規約を策定し公開することが必要である。

#### 4 オープンデータの運用と活用 (第6章)

地方公共団体がオープンデータとして公開したデータは、住民や企業、教育・研究機関等に活用してもらうことが必要である。そのためにはある程度の周期で利用者のニーズ把握を実施する必要がある。

また、地方公共団体がオープンデータの活用をより一層推進するためには、住民や企業、教育・研究機関等と連携した活動の機会を通じて、地域課題への解決策を共に考えていくことが望ましい。

## 第2節 オープンデータ導入の契機と形態

地方公共団体がオープンデータの取組を開始する契機には幾つかの形態がある。

既にオープンデータに取り組んでいる地方公共団体を調査した結果、概ね下記の3つの形態に整理することができた。

なお、この3つの形態は、既にオープンデータに取り組んでいる地方公共団体を元に整理したため、今後、オープンデータに取り組む地方公共団体が、このいずれかの形態で取り組むことを示しているのではない。

- ・オープンデータ推進所管課からオープンデータの取組を開始する形態
- ・首長の指示によりオープンデータの取組を開始する形態（スモールスタートモデル）
- ・首長の指示によりオープンデータの取組を開始する形態（全庁的導入モデル）

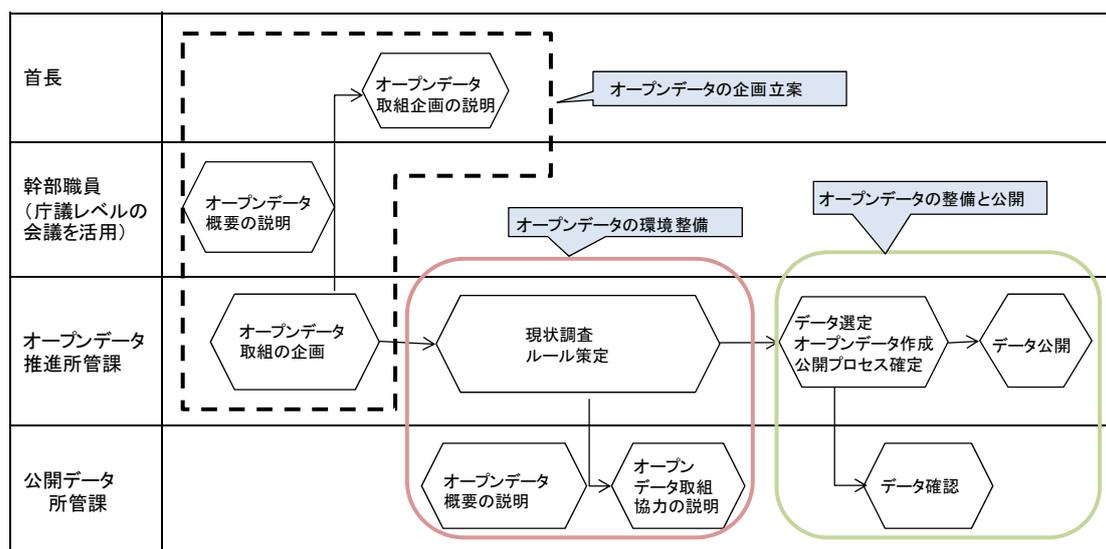
以下は、オープンデータの取組を開始した形態ごとに導入の流れをモデル化したものである。

なお、これらのモデルはあくまでも一例であるため、それぞれの団体にとって最適な方法で取り組んでいただきたい。

### 1 オープンデータ推進所管課からオープンデータの取組を開始する形態

地方公共団体のオープンデータ推進所管課が、自立的にオープンデータの取組を開始しようとした場合のモデルである。

図表4 オープンデータ推進所管課が取組を開始した場合のプロセスフロー



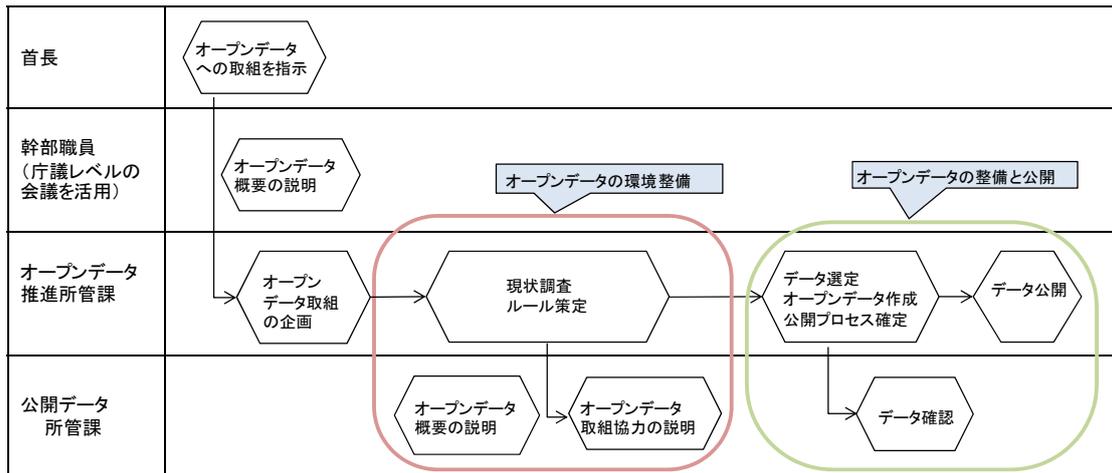
図表5 オープンデータ推進所管課が取組を開始した場合の各プロセスの説明

プロセス	主な実施内容
オープンデータ概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンデータ推進所管課がオープンデータを研究し理解をした時点でオープンデータの概要（意義・目的・効果など）を幹部に説明。説明会は地方公共団体の従来からの会議体を利用して実施することも有効。</li> <li>・職員に対しても、オープンデータの概要を説明。幹部同様、既存の会議体を利用して実施することも有効。</li> </ul>
オープンデータ取組の企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンデータ推進所管課がオープンデータを取組を開始するための企画を作成。</li> </ul>
オープンデータ取組企画の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンデータ推進所管課がオープンデータを取組を開始するための企画を首長に説明。</li> </ul>
オープンデータ取組協力の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンデータ推進所管課は、オープンデータを取組を開始した場合に公開データ所管課が実施する具体的な作業について説明し協力を得る。</li> </ul>
現状調査・ルール策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンデータ推進所管課は、地方公共団体のホームページに公開しているデータを調査し、オープンデータとして公開するデータを選定。あわせて利用規約等を策定。</li> </ul>
データ選定・オープンデータ作成・公開プロセス確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定したデータをオープンデータ推進所管課が公開するデータ形式に変換。公開のためのプロセスや公開先などを確定。</li> </ul>
データ確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開データ所管課がオープンデータとして公開するデータの内容を確認。</li> </ul>
データ公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データと利用規約等を公開。</li> </ul>

## 2 首長の指示によりオープンデータの取組を開始する形態（スモールスタート）

首長からオープンデータに対して取組を開始するように指示があり、オープンデータを全庁的に推進する前段として、一部の部署からオープンデータの取組を開始するモデルである。

図表6 首長の指示により一部門の組織で取組を開始した場合のプロセスフロー



図表7 首長の指示により一部門の組織で取組を開始した場合の各プロセスの説明

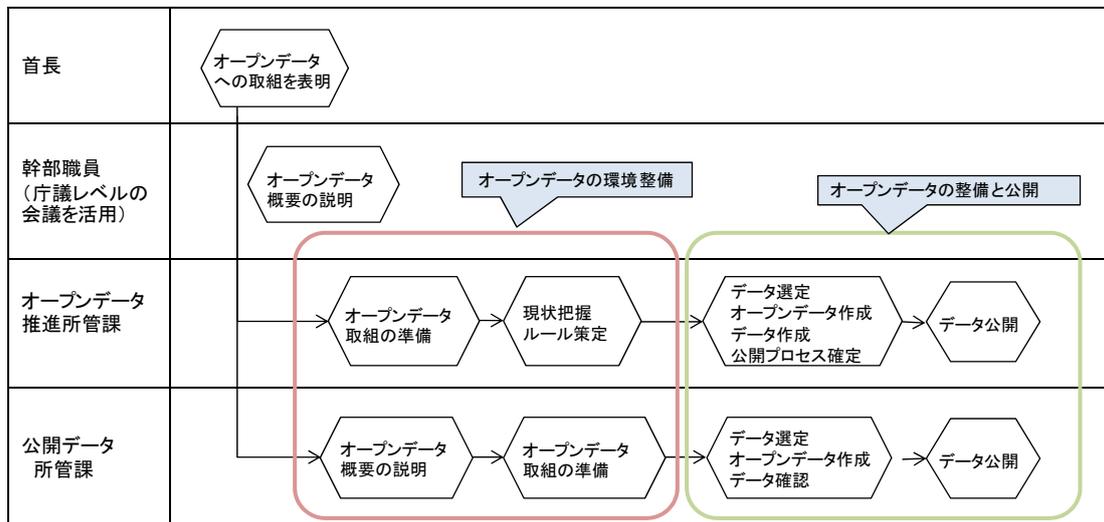
プロセス	主な実施内容
オープンデータへの取組を指示	・首長がオープンデータ推進所管課に対し、オープンデータへ取り組むように指示。
オープンデータ概要の説明	・オープンデータ推進所管課がオープンデータを研究し理解をした時点でオープンデータの概要（意義・目的・効果など）を幹部に説明。説明会は地方公共団体の従来からの会議体を利用して実施することも有効。 ・職員に対しても、オープンデータの概要を説明。幹部同様、既存の会議体を利用して実施することも有効。
オープンデータ取組の企画	・オープンデータ推進所管課がオープンデータの取組を開始するための企画を作成。
オープンデータ取組協力の説明	・オープンデータ推進所管課は、オープンデータの取組を開始した場合に公開データ所管課が実施する具体的な作業について説明し協力を得る。
現状調査・ルール策定	・オープンデータ推進所管課は、地方公共団体のホームページに公開しているデータを調査し、オープンデータとして公開するデータを選定。あわせて利用規約等を策定。

データ選定・オープンデータ作成・公開プロセス確定	・選定したデータをオープンデータ推進所管課が公開するデータ形式に変換し、公開のためのプロセスや公開先などを確定。
データ確認	・公開データ所管課がオープンデータとして公開するデータの内容を確認。
データ公開	・データと利用規約等を公開。

### 3 首長の指示によりオープンデータの取組を開始する形態（全庁的導入）

首長が総合計画やマニフェストなどでオープンデータに取り組むことを宣言し、オープンデータを全庁的に取り組むモデルである。

図表 8 首長の指示により全庁的に取組を開始した場合のプロセスフロー



図表 9 首長の指示により全庁的に取組を開始した場合の各プロセスの説明

プロセス	主な実施内容
オープンデータへの取組を表明	・首長が総合計画やマニフェストなどでオープンデータに取り組むことを宣言。
オープンデータ概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンデータ推進所管課がオープンデータを研究し理解をした時点でオープンデータの概要（意義・目的・効果など）を幹部に説明。説明会は地方公共団体の従来からの会議体を利用して実施することも有効。</li> <li>・職員に対しても、オープンデータの概要を説明。幹部同様、既存の会議体を利用して実施することも有効。また、オープンデータ推進所管課は、オープンデータの取組を開始した場合に公開データ所管</li> </ul>

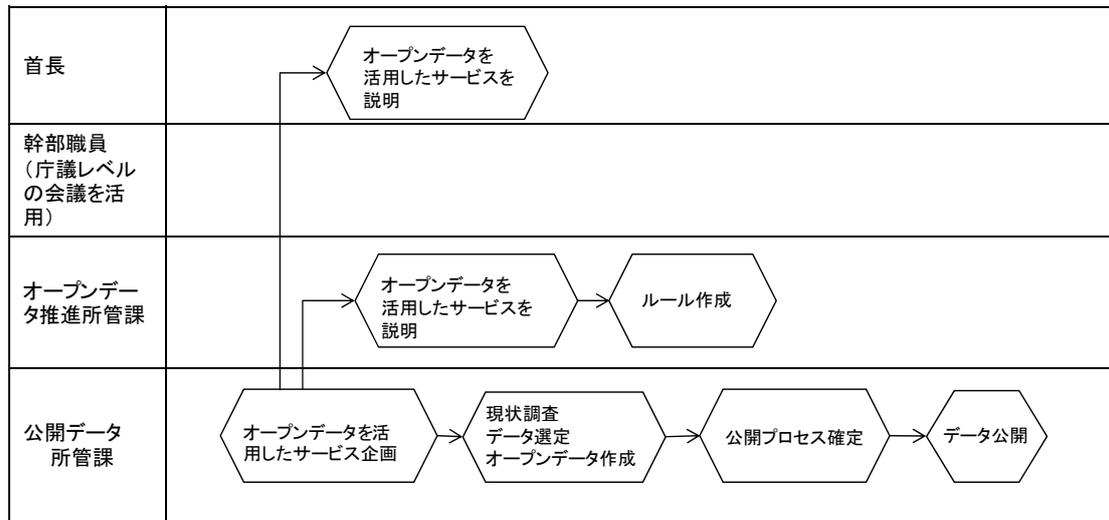
	課が実施する具体的な作業について説明。
オープンデータ取組の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンデータ推進所管課が全庁的なオープンデータの取組を開始するための企画や体制を検討。</li> <li>・公開データ所管課はオープンデータに関わる具体的な作業についてオープンデータ推進所管課と調整。</li> </ul>
現状把握・ルール策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開データ所管課が地方公共団体のホームページに公開しているデータなどを調査。</li> <li>・オープンデータ推進所管課は、利用規約等を策定。</li> </ul>
データ選定・オープンデータ作成・データ確認・公開プロセス確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開データ所管課とオープンデータ推進所管課が協力してデータ選定し、オープンデータとして公開するデータ形式に変換し確認する。</li> <li>・オープンデータ推進所管課は、公開のためのプロセスや公開先などを確定。</li> </ul>
データ確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開データ所管課がオープンデータとして公開するデータの内容を確認。</li> </ul>
データ公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データと利用規約等を公開。</li> </ul>

### 【コラム】公開データ所管課からオープンデータの取組を開始する形態

オープンデータ推進所管課や首長の指示によりオープンデータの取組を開始している事例が多いが、公開データ所管課から取組を開始している事例も少ないながらも見受けられる。

以下は、公開データ所管課が、既に公開しているデータ等をオープンデータ化し、これを活用した新規の行政サービスの構築に取り組むモデルである。

図表 10 公開データ所管課が取組を開始した場合のプロセスフロー



図表 11 公開データ所管課が取組を開始した場合の各プロセスの説明

プロセス	主な実施内容
オープンデータを活用したサービス企画	・公開データ所管課が所有しているデータや庁内の他の公開データ所管課が所有しているデータを活用したサービスを検討し企画。
オープンデータを活用したサービスを説明	・首長や部門長、オープンデータ推進所管課などに公開データ所管課が企画したオープンデータを活用したサービスを説明。
現状調査・データ選定・ルール作成・オープンデータ作成	・オープンデータ推進所管課は、利用規約等を策定。 公開データ所管課はデータの現状調査を行い、オープンデータとして公開するデータを選定し、公開するデータ形式に変換。
公開プロセス確定	・公開のためのプロセスや公開先などを確定。
データ公開	・データと利用規約等を公開。

### 第3節 オープンデータの段階的拡充

オープンデータの取組を実行した結果を次の取組につなげていくことが必要である。この取組結果を初期段階で定めた実施計画などの見直しに反映させ、以降の取組がより有効なものとなるように取組内容を常に発展、拡充していくことが必要である。

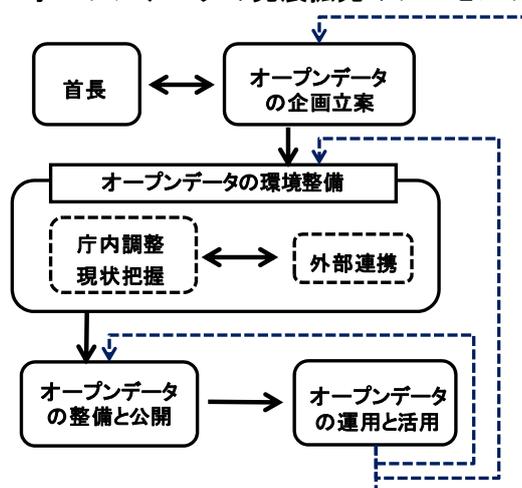
既にオープンデータに先行して取り組んでいる地方公共団体の状況を見ると各地方公共団体が定める実施計画に合わせ、オープンデータの取組を拡充し成長させていると考えられる。オープンデータの取組を段階的に拡充していく例として以下のものが考えられる。

図表 12 オープンデータの拡充対象

項目	例
庁内で取り組む組織の拡充	オープンデータに取り組む課 1課⇒2課に増
オープンデータの種類・データ項目の拡充	人口情報 ⇒ 地区ごとの人口情報に変更
オープンデータ形式の拡充	C S V形式 ⇒ C S V形式、XML形式
オープンデータの更新頻度の拡充	年1回更新 ⇒ 毎月更新
オープンデータの企画内容の拡充	観光関連のデータ ⇒ 観光、防災関連のデータ
オープンデータを活用したサービスの拡充	避難所の位置を地図に表示 ⇒ 避難所までのルート案内
外部連携団体の拡充	大学 ⇒ 大学、N P O法人

以上のとおり当初はオープンデータの取組を小さく計画し実施した場合でも、一つの取組の結果を次の取組につなげていくことで将来的には大きな取組に成長させることができると考えられる。10頁に示した取組手順に段階的に拡充する場合のプロセスフローを示すと以下のとおりとなる。

図表 13 オープンデータの発展拡充のプロセスフロー



オープンデータの取組を継続し発展成長させていくためには、組織的な取組や中期的な計画などが必要である。オープンデータを先行して取り組んだ地方公共団体においては、更なるオープンデータを推進発展させるため、地方公共団体の中期計画や情報化基本計画などにオープンデータ拡充や普及啓発の推進、オープンデータを利用・活用して地域課題や中小企業振興などの解決を図るような計画を立案し取り組んでいる。

このように、オープンデータを先行して取り組んだ地方公共団体が示しているように、情報化推進計画などを策定し、その計画の中にオープンデータの取組計画を盛り込むことは、オープンデータの段階的拡充には有効と考えられる。

### 【コラム】はじめの一步を踏み出すために

オープンデータを導入する上では、オープンデータ推進所管課が中心となり、対象とする公開データ所管課や公開データを絞って進めるスモールスタートが有効な手法の1つとなる。

先行事例の取組から、導入に取り組む際に、次の点に配慮するとよいと考えられる。

#### 【公開しやすいデータから始める】

公開に向け、公開データ所管課が住民の利用ニーズが高いことを実感しているAEDの設置位置やごみ分別情報、公衆トイレの設置位置などのデータを初動期の対象とすれば、オープンデータ化の理解を得やすいと考えられる。また、既にホームページで公開されている情報をオープンデータ推進所管課が二次利用可能な形式で公開することも公開データ所管課の理解を得やすいと考えられる。

上記のような視点から、オープンデータ推進所管課が公開データ所管課に個別に働きかけを行い、理解と協力を得て導入に至った例も見られる。

#### 【データ形式】

公開するデータ形式は、機械判読が容易な形式で行うことが理想であるが、初動期においては、地方公共団体の実情に応じ、例えば、PDF形式でも公開可能な情報をオープンデータ化することも選択肢となる。

実際にPDF形式でのデータ公開から取り組み、庁内の理解を広げつつ、より高度なデータ形式での公開へと段階的に移行している例も見られる。

#### 【利用規約の明示】

公開したオープンデータの適正な利用のため、利用者のための利用ルールである利用規約を作成し提示する必要がある。利用規約には、オープンデータとして利用者が自由に二次利用できる旨を記載するほか、地方公共団体として守るための知的財産権、免責やデータの取扱に関する諸事項などを明文化しておく必要がある。

オープンデータに既に取り組んでいる地方公共団体が公開している利用規約なども参考にするとよい。

なお、ライセンスに関して、クリエイティブ・コモンズのCC-BYライセンスが、多くの地方公共団体で採用されている。